

フランスの知的財産制度 におけるパロディ

モンルワ 幸希* (著訳), Guylène KIESEL** (著)



要 約

フランスでは、パロディの権利は、1830年代にフランス国民によって勝ち取られたと言われ、「フランス的な風刺の伝統」⁽¹⁾という文脈の中に位置づけられることも多い。更に、憲法的な価値を持つ表現の自由に根拠付けられるものとして、著作権法中、権利として明示的に認められている。

一方日本では、パロディは明示的には法的権利として認められていない。数多くのパロディ作品がオンラインで作成・公表される近年の状況を考慮し、パロディの適切な保護のかたちについて政府レベルで議論がされていると聞いている。2012年3月には、文科省委託により成された、「海外における著作物のパロディの取扱いに関する調査研究」と題した報告書が公表された⁽²⁾ところだ。

この報告書の中で、パリ政治学院法科大学院の客員教授も務められた駒田泰土教授が、斉藤博教授の著作を引用して「派生的著作物としてのパロディを容認できるかどうかは、多分に、その国の精神風土、文化面の意識、美的センスに依存する」と述べておられるが、筆者はこれに深く共感する。

比較法的アプローチは、別の国の法律文化との比較により、ある国の法律文化をより深く理解する上で有用である。日本におけるパロディの望ましい法的保護制度を考慮するにあたり、本稿が読者の役に立てば幸いである。

目次

1. はじめに
2. 著作権法におけるパロディ
 - (1) パロディの根拠：表現の自由
 - (2) パロディの限界
 - (3) 最近の判例動向
3. 商標法におけるパロディ
 - (1) 原則：パロディの権利の不存在
 - (2) 変化する判例：パロディの権利の創造か？
 - (3) 最近の判例動向

1. はじめに

フランスにおいて、パロディとは、何を意味するのだろうか。

フランス語「パロディ (parodie)」は、ギリシャ語で「傍らで歌う」の意味を持つ「*parôidia*」に由来し、手持ちのフランス語の辞書⁽³⁾によれば「文学的作品を風刺的に滑稽化した作品」、又は「風刺的、皮肉的なあらゆる模倣」と定義される。パロディという概念は、遅くとも古代ギリシャの時代には生まれていたのだ。

パロディの類義語には、「風刺画 (caricature)」があり、これは「人物や静物の風刺的又はグロテスクな

デッサン、絵画。ある欠点を、グロテスクに誇張して変形したもの」と定義される。「風刺画 (caricature)」はイタリア語の「*caricatura*」を語源とするが、この単語は更に遡ってラテン語で「かぶせる、任命する、充電する、命じる、荷を積む、被せる、責任を負わせる、重くする」等を意味する⁽⁴⁾「*caricare*」に由来するという。

「模倣 (pastiche)」もまた、パロディの類義語とされる。イタリア語で「ペストリー、パン生地、パスタ」等を意味する「*pasticcio*」に語源を持つとされ、「別の作家、別の画家、別の音楽家等の手法を模倣した文学的・芸術的作品」と定義されている。

「パロディ」、「風刺画」、「模倣」という三つの用語の法的な区別については、長年議論の対象となってきた。H. Desbois は、「パロディ」は音楽的作品に、「模倣」は文学的作品に、「風刺画」は美術作品に、それぞれ関連付けられると述べた⁽⁵⁾。一方、フランスの最高裁判所に当たる破毀院は、「パロディ」は「パロディ化

CABINET PLASSERAUD キャビネ・プラスロー

* フランス・欧州共同体知的財産法修士号

** ギレーヌ・キーゼル 欧州商標意匠弁理士、
フランス商標意匠弁理士

された作品から即座に区別される」ために「模作」とは異なる一方、「風刺画」は「風刺化された作品の仲介により人物を嘲笑する」ためのものであるとするなど⁽⁶⁾、Desboisとは異なる見解を示した。

しかし、フランスの知的財産制度は、これら三つの用語に拘らず一律に適用されることから、本稿では、これら三つの用語の定義については詳しくは論じないこととする。その上で、本稿では、「パロディ」という用語を一般的に用いることとする。それは、P.Y. Gautier も述べているように、先にあげた三つの用語のうち、「パロディ」こそが「最も広く一般的に受け入れられているよう」⁽⁷⁾であるからだ。

パロディの権利は、フランス知的財産法 L.122-5 条 4 項⁽⁸⁾において言及されている。以下、第二章では、基本的な権利の一つである表現の自由の根拠付けられたパロディの権利が、同条文によって、著作者の排他的権利の真の例外の一つとされていることを述べる。続いて、第三章では、著作権分野にあるような条文が無い商標権分野においては、著作権分野におけるパロディ保護の制度を類推適用するのは困難と見られていたことを述べる。同時に、近年では、商標分野においてもパロディの権利を認める判例の傾向があることについても論じる。

2. 著作権法におけるパロディ

本章において、第一節では、パロディは、フランスにおいて憲法的な価値のある、表現の自由原則に根拠付けられていることを述べる。

第二節では、著作物がパロディと認められるためには、「精神的要素」及び「物質的要素」と呼ばれる二要件に合致しなければならないことについて述べ、次いで該パロディが合法であるために、「当該分野の決まり」に反してはならないことについて述べる。また、所謂「スリー・ステップ・テスト」が、著作権の例外規定としてのパロディの権利を制限することにも触れる。

第三節では、近年の具体的な判例を取上げ、その多くが第二節で述べた、パロディを認めるために必要な諸条件を再確認し、踏襲していることについて論じる。

(1) パロディの根拠：表現の自由

既に述べてきたように、学説や判例は、著作権法におけるパロディの例外は、フランスにおいて基本的な価値のある権利の一つである、表現の自由によって正

当化されると認めている。

しかし、フランスの裁判所が、表現の自由原則に直接言及したり、表現の自由について謳った欧州人権条約第 10 条⁽⁹⁾に基づいてパロディの権利を正当化することは、むしろまれである。例えば、2010 年 1 月 13 日のパリ控訴院の判決では、実のところ被告が欧州人権宣言を喚起していたにもかかわらず、裁判官が同条約の条文を直接考慮して決定することはなかった。

こうした解決方法は、表現の自由という基本的な権利が、既に著作権法の条文の中に反映されているという考え方に由来する。フランスの学説は、この解決方法について概ね好意的な考えを示している。例えば A. Lucas は、「最も原則に忠実なように見える。もちろん表現の自由は基本的自由のうちの一つであるが、著作権法の規定は既に、引用やパロディのような例外規定として、それを考慮に入れている。(表現の自由と著作権法との) 仲介は、既に立法者によって成されているのだ」⁽¹⁰⁾と評している。

(2) パロディの限界

憲法的な価値によって根拠付けられるにも関わらず、パロディの権利には限界が存在する。まず、パロディは「ユーモアの意図」がない限りは認められない(一般的に、パロディの「精神的要素」と呼ばれる)。次に、パロディは、公衆にとって、パロディの対象となった元の著作物との間にいかなる混同のおそれも生じない場合にしか認められない(パロディの「物質的要素」と呼ばれる)。更に、「当該分野の決まり」にそぐわない場合は、パロディは違法とされる⁽¹¹⁾。最後に、所謂「スリー・ステップ・テスト」がパロディの権利の保護範囲を制限している。

精神的要素：第一に、パロディは人を笑わせようとする目的を持っていなければならない。これには、嘲り、皮肉、嫌味や当てこすり等も含まれるが⁽¹²⁾、損害を与える目的のものは含まれない。パロディの例外規定は、ユーモアの意図が確立された場合にしか、適用されえないのだ。

しかし、判例は「本質的にあらゆるユーモアとは異なる」⁽¹³⁾意図をパロディから排除してはいない。それどころか、実際には、パロディの目的を拡大したと考えられる判例がある。例えば、故人へのオマージュを示した作品は、たとえ同作品の本質がユーモアとは全

く異質のものであったとしても、パロディとされることがある⁽¹⁴⁾。同様に、反タバコ・キャンペーンの広告や、労働組合主義（サンディカリズム）の運動の範疇でも、パロディが認められたものがある⁽¹⁵⁾。

学説の中にはこうしたパロディの目的の拡大傾向に賛同するものもあるが⁽¹⁶⁾、必ずしもそうでないものもある⁽¹⁷⁾。Gautier が述べるように、パロディの精神的要素の「境界線は微妙」であると言えよう。

物質的要素：第二に、パロディ作品と、パロディの元になった著作物との間に混同のおそれが生じてはならず、公衆が、自らがパロディ作品を前にしていることを、確信を持って知るに及ばなければならない⁽¹⁸⁾。混同のおそれが認められないことは、パロディ作品が、パロディの元になった著作物を本質的に変更しなければならないことを意味する。従って、例えば、ある漫画の登場人物をポルノグラフィックな文脈に置き換えただけでは、それはパロディとは認められない。パロディと認められるには、登場人物の特徴自体を変更しなければならなかったとされている⁽¹⁹⁾。

当該分野の決まり：パロディと認められたとしても、「当該分野の決まり」を尊重していなければ、該パロディは非合法とされ、一般的な注意義務を遵守しなかったということ、パロディの著作者は民事責任を問われる可能性がある。具体的には、行き過ぎた中傷や、著作者の人格権の侵害が構成された場合、一般法の見地から罰されるかもしれない⁽²⁰⁾。過度のパロディ行為は許されないのである。

スリー・ステップ・テスト：ベルヌ条約第9条第2項は、「特別の場合について著作物の複製を認める権能は、同盟国の立法に留保される。ただし、そのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする」と、所謂スリー・ステップ・テスト（フランスではトリプル・テストと呼ばれることが多いようである）を定めている。これによれば、各国は、次の三条件全てを満たすことを条件に、著作者の排他的権利の例外を設けることができる。

- 一定の特別な場合に限られていること。
- 著作物の通常の利用を侵害しないこと。
- 著作者の正当な利益に不当に害しないこと。

スリー・ステップ・テストは、2001年5月22日の、情報社会における著作権及び著作者隣接権のハーモナイゼーションに関する欧州指令 n° 2001/29/CE（通称「情報社会指令」とされることが多い）によって、欧州共同体の法制度に取り込まれた。同指令第5条第5項は、同条第1項から4項までに規定されたパロディを含む著作権者の権利制限について、スリー・ステップ・テストを充足すべきことを要求している。

情報社会指令は、2006年に成立した、情報社会指令を国内実施する法律（通称、DADVSI法⁽²¹⁾）によりフランス国内法化され、更に同DADVSI法の成立により、知的財産法L.122-5条9項において、スリー・ステップ・テストが明確に規定されるに至っている。ただし、その文言は「本条に列挙された例外規定は、著作物の通常の利用を侵害してはならず、また著作者の正当な利益を不当に害してはならない」であり、スリー・ステップ・テストから、「一定の特別な場合」要件を省いたものとなっている。これは、知的財産法が列挙する権利制限自体が、すでに「一定の特別な場合」に該当するという立法者の判断があったからとされている⁽²²⁾。

(3) 最近の判例動向

大部分の最近の判例は、パロディを認めるために「精神的要素」、「物質的要素」、「当該分野の決まり」遵守の三要件を適用するなど、従前の判例を継続的に踏襲している。

タンタン対サンタン事件：2011年2月、パリ控訴院は、「サンタン（Saint-Tin）」と名付けられた小説シリーズは、パロディの三要件（即ち「精神的要素」、「物質的要素」及び「当該分野の決まり」の尊重）を満たし、漫画「タンタン（Tintin）」のパロディに当たると認め、漫画「タンタン」の著作者及び出版社の保持する権利を侵害しないと宣言した⁽²³⁾。

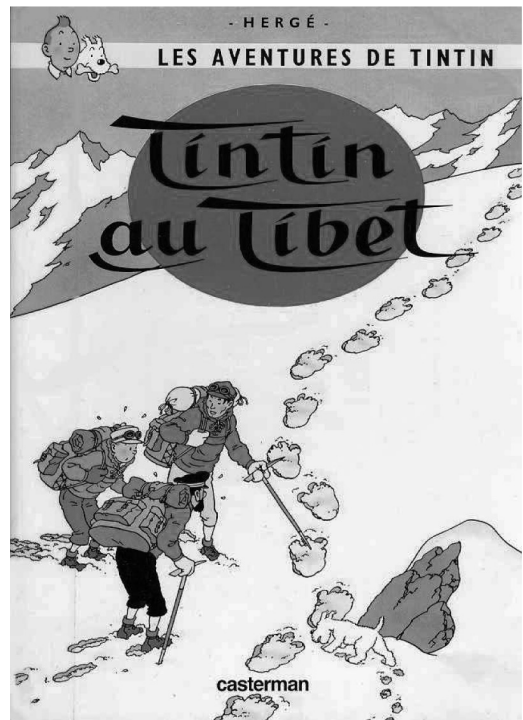
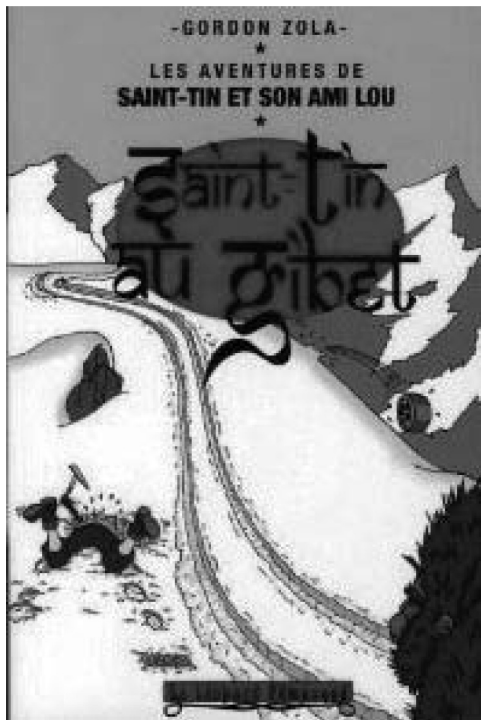
詳しく述べると、裁判所は、「小説「サンタン」は、漫画「タンタン」に基づきつつも、小説という形が採用されたこと及びその独自の筋書きから、混同のおそれを回避するに十分なほど同漫画作品からは遠ざかっている。笑いを誘うデッサンと共に、イメージを滑稽化し変更しようとする著者の心積もりを即時に伝える、タイトル及び表紙から、パロディックな意図はすぐ読者に知れるところである。これに加え、内容とし

ては、言葉遊びや語呂合わせによって、登場人物の名称や性格が設定されており、このことが漫画「タンタン」の登場人物の名称や性格設定とのパロディックな境界となっている」とした上で、小説「サンタン」は、「パロディを構成する二要素であるユーモアの意図（精神的要素）及び元の著作物との混同のおそれの欠如（物質的要素）によって特徴付けられる」とした。

更に、裁判所は、「本件においては知的財産法 L. 122-5 条 4 項の「当該分野の決まり」を遵守しなかったという証拠は確立されず、小説「サンタン」の発行部数が小規模であることを考えると、同小説が漫画「タンタン」の商業化に影響を与えたり、不当な損害を与えたりということも無かった」と結論付けたのである。

ル・モンド対ル・モンテ事件：同様の論理は、2012 年 1 月に判決が下ったル・モンド対ル・モンテ事件⁽²⁴⁾でも採用された。パリ控訴院によれば、被告がパロディの例外に基づき自らの模倣行為を正当化しようかという問題について、問題となっている模倣が前出のパロディの三要件を満たすか否かを判断すべきであるとのことであった。

本件において、裁判所は、「ル・モンテ (Le Monte)」誌と「ル・モンド (Le Monde)」誌とのあらゆる混同のおそれを否定し、ル・モンテ誌がル・モンド誌に損害を与える意図があったという主張は事実からは程遠かったとした上で、ル・モンテ誌がル・モンド誌のパロディの本質を明確に示していると決定した。



(資料 1：サンタン対タンタン事件。漫画「タンタン」の表紙（右）及び小説「サンタン」の表紙（左）



(資料 2：ル・モンド対ル・モンテ事件。ル・モンド誌の第一面（右）とル・モンテ誌の第一面。ル・モンテ誌は「ニコラ・サルコジ死亡」との大見出しである。（左）

より詳しく言えば、裁判所は、まず「ル・モンド誌は、同誌右上隅の色付きの大太文字で示された「本当に可笑しな模作」との警告、及び「中に本物のユーモアの一片が入っています」とのサブタイトルの言及によって、模作の本質を良くあらわしている（精神的要素）」とした。裁判所は続けて、「ル・モンド誌に取扱われるような情報とはおよそ無関係な内容、言葉遣い、描写、形式、紙質、（日刊紙ではなく）周期的な出版物であること、価格その他の要素から、ル・モンド誌は、ル・モンド誌に対するあらゆる混同のおそれを回避している（物質的要素）」とした。裁判所は、最後に、「ル・モンド誌の設立者及びディレクターの氏名が変更されたことは、言葉遊び以上のものではなく、損害を与える意図を特徴付けるには程遠い状況であった」として、「当該分野の決まり」が遵守されていることを宣言した。

アントルヴュ対フィアントルヴュ事件：より最近では、2012年9月に判決が下ったアントルヴュ対フィアントルヴュ事件⁽²⁵⁾がある。本件においても、パロディを認めるための従来の要件が再確認された。即ち、パリ控訴院は、雑誌「フィアントルヴュ (Fientrevue)」を、明らかにユーモアの意図があること、混同のおそれが全くないこと、中傷もしていないし損害も与えていないことを根拠に、雑誌「アントルヴュ (Entrevue)」のパロディであると認めたのである。

裁判所の言葉を借りれば、まず第一に、「フィアントルヴュ誌は、模倣されたアントルヴュ誌と同程度のユーモアを含んでいる（精神的要素）」。

また、「表紙に示された情報、特に、黒地又は赤地に白抜きで書かれている「注意！ 本誌はジャロン・グループによる露骨な模倣である」との警告、3

ページ目の「本物と同じく3ユーロ」との表示、表紙3ページ目のタイトル下にある「フィアントルヴュ誌はジャロンの新しいパロディ」との表示、「これら全ての戯言は、jalons.frで購入できます」との言及の下に印刷されたパロディ化された様々な広告等は、購入者が雑誌の出所について間違いようもないことを十分に雄弁に物語っている。二次的著作物と元の著作物との間には何らの混同のおそれもない（物質的要素）」。

更に、「フィアントルヴュ誌が、ゴシップや誤った情報の暴露等の特徴をより強く強調しつつも、アントルヴュ誌と同様の方法を使用したか、そのことによってアントルヴュ誌が損害や中傷を受けたわけではなく、また、フィアントルヴュ誌の出版によって、アントルヴュ誌の出版社の利益が損なわれたと証明されたわけではない（「当該分野の決まり」の遵守）。以上より、フィアントルヴュ誌はアントルヴュ誌のパロディである」とした。

3. 商標法におけるパロディ

本章において、第一節では、著作権法とは逆に、商標法の条文はパロディの権利を認めておらず、伝統的に商標分野ではパロディの権利は不存在と考えられてきたことを述べる。これに対し、第二節では、2002年以降、所謂「闘争的な」目的のためにもじられた商標の使用について、パロディの権利を認めた判例が出てきたことについて論じる。最後に、第三節において、最近の判例が第二節で述べた判例の傾向を引継いでいること、更に、闘争的な目的で無い場合でも、何の商業的な利益ももたらさないパロディックな文脈での商標の使用には、パロディの存在を認めたものがあることについて触れる。



(資料3：アントルヴュ対フィアントルヴュ事件。「アントルヴュ」誌の表紙(右)と「フィアントルヴュ」誌の表紙(左))

(1) 原則：パロディの権利の不存在

議論の対象となってきた問題は、商標侵害を疑われている者は、模倣についてパロディックな意図を喚起することにより、前出の知的財産法 L.122-5 条 4 項を商標の文脈に置き換えることにより有責を免れうるだろうかということだ。この問題に対する答えは、従来は否定的であった。F. Polland-Duliau が述べるように、著作権法の商標法への類推的な適用は「商標法において同様の条文が無いこと、商標法と著作権法という二領域の性質が異なっていること、例外規定の厳格解釈の原則⁽²⁶⁾があること等を鑑みると、また、ユーモアの意図が、一般的に、寄生的行為 (parasitism) や時に中傷の意図の隠れ蓑となりうることを考えると、受け入れ難いように思われる」⁽²⁷⁾とされていたからである。

Polland-Duliau が示した初めの仮定、即ち寄生的行為がある場合で、パロディ化された商標が、同商標が指定した商品とは異なった商品に添付された場合は、商標権者は民事責任に基づき訴えを起こすことができる。一方、同一又は類似の商品に添付された場合には、混同のおそれのある限りにおいて、商標法に基づき模倣による侵害を訴えることができる。二番目の仮定、即ち中傷の場合には、該商標の使用が商標として競合商品と区別するための使用であり、且つ業としての使用であった場合は、商標法違反とされる。中傷行為そのものも、不正競争 (concurrency déloyale) となることがある。また、二つの仮定のうちいずれの場合も、模倣された商標が著名であった場合は、商標権者は、知的財産法 L. 713-5 条⁽²⁸⁾に基づき、該商標に対し損害を招いたユーモアを含む行為を訴えることができる。

ここで重要な問いは、「鬭争的な」目的のパロディに係るものである。上述の原則は、鬭争的な目的で成されたパロディにも適用されるのだろうか。即ち、労働組合やその他の非営利団体等による商標のパロディックな使用は、違法を免れるのかどうかという問題である。

この問題について、当初、大多数の判例は、上述の原則は鬭争的目的のパロディにも適用され、鬭争目的のパロディを成した団体は違法を免れることはできな

いという答えを出した。例えば、2001年7月、パリ大審院は、商標「ダノン」が非営利団体グリーンピースによってパロディ化された形で使用されたことについて、特に下記の理由から商標侵害を認めた (ボイコットダノン事件)⁽²⁹⁾。

- 該商標が、その指定する商品との「関係において」複製されたこと。
- 該商標が、ウェブサイトでの使用がダノン社の商品の売上げに影響すると考えられるため、「業として」使用されていたこと。
- グリーンピースが、消費者の迂回行動を鼓舞することで明示的にダノン社の売上げを妨害するために行動し、故意に経済活動の範疇に身をおいたと考えられること⁽³⁰⁾。

また、本判例は、パロディの例外は商標法には存在しないと認めた上で、問題となった使用は表現の自由の要求を越えていると述べた。

だが、多くの学説も述べているように、鬭争的な目的の商標の使用は、現実には「業として」の使用とは関係が無く、よって商標法の対象とならず、侵害とされるべきではないはずだ⁽³¹⁾。実際のところ、これらの模倣の目的は、表現の自由に依るものであった。

更に、「業として」の使用に加え、「商標として」の使用 - 商品又は役務を指定し、別の商品又は役務から区別することによって特定の商業的出所を示す - が、商標侵害を構築するに必要な条件とされているところ、現実には、こうした商標の使用は、原則的に「業として」の使用とは無関係であるばかりでなく、直接にしろ間接的にしろ商品又は役務を指定する目的を有してはおらず、寧ろ有名企業そのものを狙っていることが多いのである。

(2) 変化する判例：パロディの権利の創造か?

こうした批判を受け、後にパリ大審院⁽³²⁾が、次いでパリ控訴院が、エッソ事件及びアレヴァ事件において、本件が「商業的活動や商業的な企業間の競争とは無関係であること」、また問題となった商標の使用が



(資料4：ダノン事件。オリジナルのロゴ (右) 及びパロディ化されたロゴ (左))

「グリーンピースのために商品又は役務の商業化の促進を狙ったものでは明らかに無く、寧ろ業としての使用とは無関係の論争的な使用であった」ことを根拠に、商標侵害の訴えは退けるべきとした⁽³³⁾。

これらの判例を、商標分野におけるパロディの権利の創造と見る向きもある。いずれにせよ、これ以降、表現の自由に必要な限りという条件のもと、訴えられるおそれもなく、「闘争目的」で第三者の商標を変更することができるようになった。パリ控訴院によれば、「憲法的な価値のある表現の自由原則に基づき、グリーンピースは、その設立目的に沿って、文章によって又は自らのウェブサイトによって、目的に対し適切と考えられる形で、工業的活動によって環境破壊が成されたことや、人々の健康に対するリスクが引き起こされたことを非難できる。同自由は絶対的なものではないものの、その制限は、第三者の権利を保護するのに必要な場合のみに限られる」とのことである。

二ヵ月後、前出のダノン事件において、パリ控訴院は、特に、混同のおそれが無いことに基づいて商標侵害の訴えを拒絶した⁽³⁴⁾。裁判所の言葉を借りれば、「グリーンピースが、問題となったウェブサイトを作成したこと（及びそこに問題となったロゴを掲載したこと）は、厳格に表現の自由の行使の枠内の活動に当たり、企業の権利を尊重しており、その商品の中傷しない活動であったといえる。更に、問題となったロゴ

が元のロゴに対し、何らかの混同のおそれを生むとは考えられない」とのことである。

一方で、闘争的なパロディ行為が、たとえ商標権侵害に当たらなかったとしても、表現の自由の濫用、特に商標権利者の商品又は役務の中傷に当たると判断された場合、一般法の民事的責任の見地から有責とされる場合があることには注意したい。破毀院が、こうした有責行為を認めるための条件について述べたのは、反喫煙デモのためにタバコに関する商品の商標が変更された事件（キャメル事件）判決においてであった⁽³⁵⁾。

それによれば、下記の三条件が全て満たされれば、フランス民法第 1382 条⁽³⁶⁾及び欧州人権条約第 10 条について、一切違反は生じないという⁽³⁷⁾。

- 商標の変更は、その権利者に損害を与える意図のみのために成されたのではなく、正当な公共の利益のために成されたものでなければならない。
- 上記の目的は、商標の変更を行う団体の社会的目的に合致するものでなければならない。
- 上記の目的を達成するための手段は、目的達成のために均衡なものでなければならない。

一年半後、フランス破毀院も、商標侵害の訴えを拒絶するため、前出のアレヴァ事件でこれらの条件を採用した⁽³⁸⁾。曰く、「グリーンピースは、組織の目的に沿い、公共の利益と公共衛生のために均衡な手段で活



(資料5：エッソ事件。オリジナルのロゴ（右）とパロディ化されたロゴ（左）)



(資料6：アレヴァ事件。オリジナルのロゴ（右）とパロディ化されたロゴ（左）)

動したのであって、その表現の自由を濫用したのではない」。

(3) 最近の判例動向

最近の判例は、下記のように従来の判例を踏襲し、発展させている。

プチ・ナヴィール対プチ・シャヴィール事件：フランス西部はブルターニュ地方の中心都市・レンヌにある控訴院は、本事件において、パロディの存在を否定するため、下記のように従来の判例に即した決定を下した⁽³⁹⁾。

本件では、魚介類に関する商品を指定した商標「Petit navire（プチ・ナヴィールと発音される。小さな船、ほどの意味）」、「Le bon goût du large（大海原の美味しさ）」、「Les délices de thon et Petit navire, le bon goût du large（ツナの美味しさとプチ・ナヴィール 大海原の美味しさ）」の権利者が、該商標を模倣した「Petit Chavire（プチ・シャヴィール、のように発音され、小さな（船の）転覆、を意味する）」、「Le mauvais goût du large（大海原のまずい味）」等のロゴを付したTシャツを作成・販売した会社を相手取って訴えた。

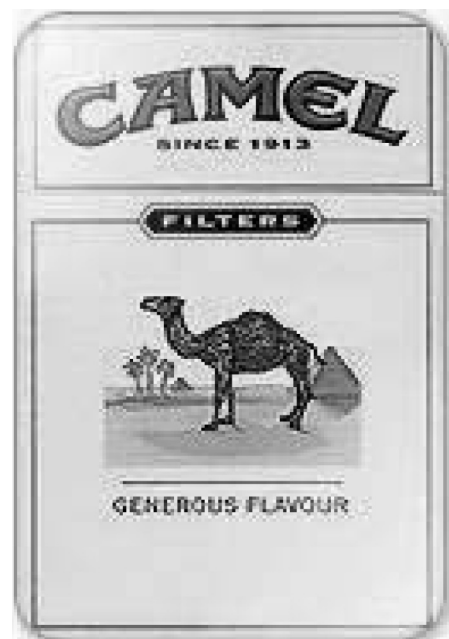
裁判所はまず、原告の商標の著名性を認め、商品間（魚介類とTシャツ）に類似性が存在しないことに基づく被告側の議論を退けた。その後裁判所は、「憲法

的な価値を持つ表現の自由の原則の名において、論争的な文脈において、また何らかの限度のもとに、該商標が指定した商品又は該商標の権利者たる企業の活動を批判するために、パロディックな形で著名な商標の要素が変更されて使用された場合、それが、業として経済的な活動を行う者が、ただ自らの商品の売上げを得るため、該商標の著名性の分け前に与らんがために成されたのならば、こうした商標の使用は該商標の著名性を侵害する」と論じた。

その上で、本件においては、「被告は、その純粋に商業的な活動のために、業としての使用とは異なる論争的な使用を根拠付ける、商標法に言及が無いパロディの例外規定の利益を振りかざし、むなしく表現の自由を主張している」と結論付けた。

この判例は、業としての使用とは完全に無縁の、論争的な使用のみがパロディとして許されるとしたが、これは従来の判例と同様の趣旨である。更に本判例は、商標の不正使用が営利目的で成された場合、それはもうパロディではなくなることを示唆している。

ドルチェ・ガッバーナ事件：本事件では、世界的ファッションブランドの商標「Dolce & Gabbana（ドルチェ・ガッバーナ）」の権利者が、コメディ映画「Camping 2」の製作者を相手取って起訴した。同映画では、登場人物の一人が「D&G Dolce & Gabbana Discount」との表記のあるTシャツを着用していた。



(資料7：キャメル事件。オリジナルのロゴ(右)とパロディ化されたロゴ。パロディ化されたロゴには、「Te laisse pas rouler par la cigarette（煙草に巻かれないで（だまされないで）、ほどの意味）」及び「La clope c'est pire que la traversée du désert...（煙草は砂漠を渡るのより酷い）」との言及がある。(左))

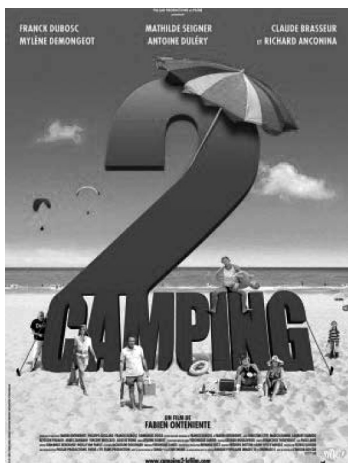
パリ大審院は、Tシャツに表示されたロゴは「登場人物のキャラクターの特徴を定義する」ために使用されたとして、パロディの存在を認めた⁽⁴⁰⁾。言い換えれば、商標は架空の人物のために使用されたのであって、Tシャツのために使用されたものではないというのだ。つまり、商標「Dolce & Gabbana」が指定した商品と同一又は類似の商品の使用には該当せず、業としての使用にも当たらないことになる。

この判例によれば、パロディックな文脈での商標の使用について、本件のように鬭争的な目的のための使用に当たらない場合でも、何らの商業的な利益も生まない使用ならば、表現の自由に基づき保護されることとなる。

ル・モンド対ル・モンド事件：先に著作権の章でも取り扱ったル・モンド対ル・モンド事件⁽⁴¹⁾は、商標分野についても判決が出ている。パリ控訴院は、商標「Le

Monde (ル・モンド)」と「Le Monte (ル・モンド)」の間に混同のおそれが無いことを理由に商標侵害を否定し、更に、「裁判所は時機良く表現の自由原則が商標保護原則に対し優位性を持つことを喚起した。これによれば、商標「Le Monde (ル・モンド)」の侵害から出版社を保護するためにル・モンドのタイトルでの出版を禁ずるのは、出版の自由という上位原則を鑑みるに、目的に対し不均衡な方法ということになる」とさえ述べた。

ただ、表現の自由の商標権に対する優位性をここまで断定的に認めてしまうのには疑問の余地がある。類似の他の事件において裁判官が「業としての使用や企業間の商業的な競争のための使用とは異なる、純粋に論争的な使用」であったかどうかを判断基準としたように、もう少しニュアンスを加える必要があったかもしれない。



(資料8：ドルチェ・ガッバーナ事件。映画「Camping 2」DVDのジャケット (左) la jaquette 及び「D&G Dolce & Gabbana Discount」と表記されたTシャツを着用する同映画の登場人物 (右中央))



(資料9：ドルチェ・ガッバーナ事件。オリジナルのロゴ (左) 及び同ブランドの広告 (右))

AFP 対 AFPresque 事件：最後に、AFP 対 AFPresque 事件を取り上げておきたい。2012年7月19日、フランス通信社（通称 AFP）の代理人が Twitter のアカウント AFPresque（フランス語で Presque には、「ほとんど」の意味がある。ここでは「ほとんど本物の AFP」ほどの意味となろうか）に対し、「即刻、商標「AFP」の侵害を停止するよう」警告書を送った。AFP はまた、AFPresque を不正競争と寄生的行為についても有責であるとした。

同警告状の受領の後、AFPresque は 2012年7月21日に資料 11 のようにロゴを変更した。更に、Twitter のアカウントも AFPresque から Redac France Presque (RFPresque) に改称された。

しかし、2012年7月27日、フランス最大の報道機関からの圧力に対し「少々早く譲歩しすぎたかもしれないことに気づいた（同日の Twitter より）」RFPresque は、名称を AFPresque に戻した⁽⁴²⁾。ロゴも資料 12 のように再び変更され、当初のロゴと同様に「パックマン」が再び使用されることとなったが、背景の色は青から赤に変更され、アルファベットの P は上下逆さまに配置された。

本件について、仮に商標侵害、不正競争と寄生的行為について判決が下されていたとすれば、AFPresque による商標「AFP」の使用は、商業的な利益の源とならないため、表現の自由に基づきパロディと認められていた可能性が高いように思われる。該 Twitter のアカウントの活動は、実際のニュースとはかけ離れたパロディックなツイートのみを流すというものであり、本質的に商業的なものではないからである。

(参考文献)

(1) フランス語では「une tradition satirique française」と言う。Frédéric Polland-Duliau (Polland-Duliau, Propriété Intellectuelle : La Propriété Industrielle, Economica, 2011)



(資料 11 : AFP 対 AFPresque 事件。一時変更後のロゴ)



(資料 12 : AFP 対 AFPresque 事件。現在のロゴ)

ほか様々な学者・実務家が本文言に言及している。

- (2) 同報告書は、2012年1月7日現在、文化庁のホームページ（下記）から入手可能である。
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/chosakuken_toria tsukai.pdf
- (3) Petit Larousse, Librairie Larousse, 1978
- (4) フランス語の charger, 英語の charge に該当する単語である。
- (5) Henri Desbois, Le droit d'auteur en France, Dalloz, 1978
 Colombert もまた、本学説と同様の旨を唱えている (Claude Colombert, Propriété littéraire et artistique et droits voisins, 9^e édition, Dalloz, 1999)。
- (6) 1988年1月12日 フランス破棄院判決
- (7) Pierre-Yves Gautier, Propriété littéraire et artistique, Presses Universitaires de France, 2007. Caron 及び Lucas も、原則的には Gautier の意見と同様の意見を述べている (André



(資料 10 : AFP 対 AFPresque 事件。オリジナルのロゴ (右) とパロディ化されたロゴ (左))

et Henri-Jacques Lucas, *Traité de la propriété littéraire et artistique*, 3^e édition, Litec, 2006 ; Christophe Caron, *Droit d'auteur et droits voisins*, 2^e édition, Litec, 2009)。

(8) フランス知的財産法 L. 122-5 条 仮訳

著作物が公表された場合には、著作者は、次の各項に掲げることを禁止することが出来ない。

4 項：パロディ、模倣及び風刺画。ただし、当該分野の決まりを考慮する。

(9) 欧州人権条約第 10 条-表現の自由(Freedom of expression)

1. Everyone has the right to freedom of expression. This right shall include freedom to hold opinions and to receive and impart information and ideas without interference by public authority and regardless of frontiers. This article shall not prevent States from requiring the licensing of broadcasting, television or cinema enterprises.

2. The exercise of these freedoms, since it carries with it duties and responsibilities, may be subject to such formalities, conditions, restrictions or penalties as are prescribed by law and are necessary in a democratic society, in the interests of national security, territorial integrity or public safety, for the prevention of disorder or crime, for the protection of health or morals, for the protection of the reputation or rights of others, for preventing the disclosure of information received in confidence, or for maintaining the authority and impartiality of the judiciary.

(10) Andres Lucas, Fasc. 1248 : Droits des auteurs. - Droits patrimoniaux. - Exceptions au droit exclusif (CPI, art. L. 122-5 et L. 331-4), *JurisClasseur Propriété littéraire et artistique*, 2010

(11) 「当該分野の決まり」を、「精神的要素」及び「物質的要素」と並ぶパロディの三つ目の要素の一つだとする学説もあるが (Gautier, supra), 本稿は多数説に従っている。

(12) 1988 年 1 月 12 日 フランス破棄院判決

(13) 1994 年 3 月 17 日 ヴェルサイユ控訴院判決

(14) 1993 年 5 月 11 日 パリ控訴院判決

(15) 1994 年 9 月 15 日 リオン (Riom) 控訴院判決

(16) 例 え ば, Pollaud-Dulian (Frédéric Polland-Duliau, *Propriété Intellectuelle : La Propriété Industrielle*, Economica, 2011), Lucas (supra) 及び Brad Spitz (*Droit d'auteur, copyright et parodie, ou le mythe de l'usage loyal*, RIDA) らが概ね賛同の旨唱えている。

(17) 例え Caron (supra)。

(18) 2000 年 7 月 12 日 フランス破棄院判決

(19) 2000 年 3 月 24 日 パリ大審院判決

(20) 1995 年 2 月 28 日 パリ控訴院判決

(21) 正式名称は「Loi relative au droit d'auteur et droits voisins dans la société de l'information」

(22) フランスにおけるスリー・ステップ・テストに関する議論については、駒田泰士「3 step test はどこまで有用な原則

か：フランスにおける議論を参考に」(上智法學論集 51 (3・4), 2008 年) が詳しい。

(23) 2011 年 2 月 18 日 パリ控訴院判決

(24) 2012 年 1 月 25 日 パリ控訴院判決

(25) 2012 年 9 月 21 日 パリ控訴院判決

(26) 著作権の例外規定の厳格解釈原則について触れたものには、長塚真琴「フランスにおける不文の著作権制限としての付随理論について」(パテント誌, 2012) などがある。

(27) Frédéric Polland-Duliau, 前掲

(28) フランス知的財産法 L.713-5 条 仮訳

著名な商標の複製又は模倣したものを、該商標が指定する商品又は役務と非類似の商品又は役務に使用する者は、該商標権の権利者に損害をもたらすおそれがある場合、又は該複製又は模倣が、該商標の不当な使用に当たる場合は、民事法上の責任を有するものとする。

(29) 2001 年 7 月 4 日 パリ大審院判決

(30) 2001 年 11 月 28 日 パリ控訴院判決

(31) Michel Vivant, *Touche pas à mon filtre ! Droit de marque et liberté de création de l'absolu et du relatif dans les droits de propriété intellectuelle*, ICP édition E 1993 及び Jérôme Passa, *Traité de droit de la propriété industrielle*, Tome I, 2^e édition, JGDJ, 2006

(32) 2002 年 8 月 2 日, パリ大審院による略式の暫定手続命令 (Ordonnance de référé)。当該手続の概要については、ロイク・カディエ「フランス民事司法制度・民事訴訟法概論」(立命館法学 343 号, 2012 年) 等を参照されたい。

(33) 2003 年 2 月 26 日, パリ控訴院による略式の暫定手続命令 (Appel de l'ordonnance de référé)

(34) 2003 年 4 月 30 日 パリ控訴院判決

(35) 2006 年 10 月 19 日 フランス破棄院判決

(36) フランス民法第 1382 条 仮訳

他人に損害を生じさせる人の所為はいかなるものであっても、非行によってそれをもたらした者に、それを賠償する義務を負わせる。

(37) Jérôme Passa, supra

(38) 2008 年 4 月 8 日 フランス破棄院判決

(39) 2010 年 4 月 27 日 レンヌ控訴院判決

(40) 2011 年 11 月 10 日 パリ大審院判決

(41) 2012 年 1 月 25 日 パリ控訴院判決

(42) 更に、2012 年 7 月 25 日には、AFPresque は訴訟を起こす旨を Twitter で宣言している。直接 AFP に対してではなく、その代理人に対して、フランス刑法第 312 条第 1 項に基づき、「恐喝」のかどで起訴したいとのことであった。もし有罪となれば、7 年間の懲役及び 100 000 ユーロの罰金刑に処される可能性がある。AFPresque が、ロゴ等に関するパロディの権利を認めさせるために訴えるわけではないことに注意したい。

(原稿受領 2013. 1. 9)